

富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

平成21年3月10日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、富良野広域連合廃棄物処理条例(平成21年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理施設の使用)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づく広域連合長への届出は、次に掲げるところによる。

- (1) 関係市町村 業務を自ら行う場合にあっては、別記第1号様式の1により、業務を委託した場合にあっては、別記第1号様式の2により、毎年3月31日までに届け出るものとする。
 - (2) 許可業者 別記第2号様式により、毎年3月31日までに届け出るものとする。ただし、関係市町村の収集運搬業の許可期限が満了したときは、処理施設を使用することはできないものとし、許可が更新されたときは、速やかに届け出るものとする。
 - (3) 自己搬入者 別記第3号様式により、届け出るものとする。
- 2 前項の届出の内容に変更が生じる場合は、変更前に届け出るものとする。
- 3 条例第6条第1項の少量の生ごみとは、年間の搬入予定量が1トン未満のものをいう。

(生ごみ排出容器の指定)

第3条 条例第6条第3項に規定する生ごみの排出容器は、関係市町村の協議に基づき、広域連合長が定める。

- 2 条例第6条第3項に規定する施設使用者は、前項の規定により指定された生ごみ排出容器(以下「生ごみ指定容器」という。)を使用しなければならない。ただし、特に広域連合長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 処理区域において販売するために生ごみ指定容器を製造しようとする者は、生ごみ指定容器製造販売許可申請書(別記第4号様式)を広域連合長に提出し、許可を受けなければならない。
- 4 広域連合長は、前項の規定による申請があったときは、第1項の規定による生ごみ指定容器の適合性について審査し、適当と認めたときは、生ごみ指定容器製造販売許可書(別記第5号様式)を、適合しないと認めたときは、生ごみ指定容器製造不許可通知書(別記第6号様式)を当該申請者に交付する。この場合において、広域連合長は、許可した製造販売業者名等を関係市町村に通知しなければならない。

(処理手数料の納付)

第4条 条例第7条第1項に規定する処理手数料は、月を単位として広域連合長が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(処理手数料の減免)

第5条 条例第7条第2項の減免の基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により、通常の収集量をはるかに超えたとき 免除
 - (2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認めたとき 免除又は半額を減額
- 2 前項の規定により減免を受けようとする者は、処理手数料減免申請書(別記第7号様式)により、広

第 8 類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

域連合長に申請しなければならない。

- 3 広域連合長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、処理手数料減免決定書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

（委任）

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

第8類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

別記第1号様式の1（第2条第1号関係）

処理施設使用(変更)届出書						
						年 月 日
富良野広域連合長			様			
（市町村長名）						
富良野広域連合廃棄物処理条例第6条第1項の規定により、し尿等又は生ごみを処理施設に搬入するので、関係書類を添えて届け出ます。						
担当部局名			電話			
担当責任者職氏名						
区分	番号	車両登録番号	最大積載容量 又は重量	車両型式	車両担当者名	備考
し尿等	1		KL			
	2		KL			
	3		KL			
	4		KL			
	5		KL			
	6		KL			
生ごみ	1		t			
	2		t			
	3		t			
	4		t			
	5		t			
	6		t			
添付書類	1.上記車両の車検証の写し					
摘要						

注：車両型式とは、し尿等にあつては吸引型式(方式)、生ごみにあつては投入・排出型式(方式)をいう。

注：車両担当者とは、主に車両の運転業務を担当する者いう。

第8類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

別記第2号様式(第3条第2号関係)

処理施設使用(変更)届出書					
					年 月 日
富良野広域連合長		様			
		許可業者 住 所 会社名 代表者			
富良野広域連合廃棄物処理条例第6条第1項の規定により、し尿等又は生ごみを処理施設に搬入したいので、関係書類を添えて届け出ます。					
業 務 担 当 者		電 話			
収集運搬業の許可内容		許可市町村名		許可年月日	年 月 日
		許可番号		許可の有効期間	年 月 日
区 分	番号	許可車両登録番号	最大積載容量 又は重量	許可車両型式	許 可 市 町 村 名
し尿等	1		KL		
	2		KL		
	3		KL		
	4		KL		
	5		KL		
生ごみ	1		t		
	2		t		
	3		t		
	4		t		
	5		t		
添 付 書 類	1.市町村別収集運搬業の許可書の写し 2.上記車両の車検証の写し				
摘 要					

注：収集運搬業の許可を2以上の市町村から受けている場合は、許可内容については別紙とし、車両毎に許可市町村名を記載のこと

注：車両型式とは、し尿等にあつては吸引型式(方式)、生ごみにあつては投入・排出型式(方式)をいう。

第 8 類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

別記第 3 号様式 (第 3 条第 3 号関係)

処理施設使用(変更)届出書					
					年 月 日
富良野広域連合長		様		自己搬入者 住 所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号	
富良野広域連合廃棄物処理条例第 6 条第 1 項の規定により、し尿等又は生ごみを処理施設に自己搬入したいので、関係書類を添えて届け出ます。					
業 務 担 当 者			電 話		
し 尿 等	車両登録番号	最大積載容量 又は重量	車両型式	車両担当者名	備 考
	流出、飛散防止に関する構造 悪臭防止に関する構造				
生 ご み	車両登録番号	最大積載容量 又は重量	車両型式	車両担当者名	備 考
	流出、飛散防止に関する構造 悪臭防止に関する構造 使用する排出容器				
添 付 書 類	1. 上記車両の車検証の写し				
摘 要					

注：車両型式とは、し尿等にあっては吸引型式(方式)、生ごみにあっては投入・排出型式(方式)をいう。

注：車両担当者とは、主に車両の運転業務を担当する者いう。

別記第 4 号様式 (第 3 条第 3 項関係)

生 ご み 指 定 容 器 製 造 販 売 申 請 書	
年 月 日	
富良野広域連合長	様
製造販売者 住 所	
氏 名	
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
富良野広域連合が設置する一般廃棄物処理施設で処理する生ごみ収集運搬のための生ごみ指定 容器を製造販売したいので、富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則第 3 条第 3 項の規定により、 関係書類を添えて申請します。	
なお、申請内容に変更を生じた場合は、速やかにお届けします。	
1. 生分解性プラスチック(グリーンプラ)識別表示制度に関する事項	
1) 登録グリーンプラの名称	
2) シンボルマークの使用許可期間 年 月 日から 年 月 日まで	
3) シンボルマークの使用許可申請書の写し 別紙添付	
4) シンボルマークの使用許可書の写し 別紙添付	
2. 生ごみ指定袋の生産に関する事項	
3. 富良野生活圏における生ごみ指定袋の安定供給(販売)に関する事項	
4. 生ごみ指定袋の寸法形状規格に関する事項	
5. 生ごみ指定袋の保証に関する事項	
6. 生ごみ袋の納入実績に関する事項	

寸法形状規格は、寸法、厚さ、密度、引張強度弾性率(MD・TD)等の計画値とし、袋製作後、計測証明を添えて報告書を提出すること。

保証事項は、保管及び使用事項、性能保証事項、安全性・分解性等に関する事項とする。

第 8 類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

別記第 5 号様式 (第 3 条第 4 項関係)

生 ご み 指 定 容 器 製 造 販 売 許 可 書		第 号
		年 月 日
製造販売者	様	
富良野広域連合長		
年 月 日	申請の生ごみ指定容器(袋)の製造販売について富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則第 3 条第 4 項の規定により許可する。	
本書の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までの期間とする。		
なお、関係諸法令及び下記の事項を遵守すること。		
1. 生ごみ排出容器(袋)の指定 (年 月 日指定)		

別記第 6 号様式 (第 3 条第 4 項関係)

生 ご み 指 定 容 器 製 造 販 売 不 許 可 通 知 書		第 号
		年 月 日
製造販売者	様	
富良野広域連合長		
年 月 日	申請の生ごみ指定容器(袋)の製造販売について富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則第 3 条第 4 項の規定に適合しないので不許可とする。	

第 8 類 富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則

別記第 7 号様式 (第 5 条第 2 項関係)

処 理 手 数 料 減 免 申 請 書	
第	号
富良野広域連合長	様 許可業者 住 所 会社名 代表者
富良野広域連合廃棄物処理条例第 7 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて減免を申請します。	
添付書類 1 . 各市町村の証明書	

別記第 8 号様式 (第 5 条第 3 項関係)

処 理 手 数 料 減 免 決 定 書	
	第
	年
	月
	日
許可業者 住 所 会社名 代表者	様
富良野広域連合長	
年	月
日	申請の処理手数料減免について富良野広域連合廃棄物処理条例施行規則第
5 条第 3 項の規定により決定する。	